

## 新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

### 《花巻市における新型コロナウイルス感染症の感染状況について》

#### ◆市内の発生状況

これまで市内で確認された感染症患者は以下のとおりです。

区分		年代	性別	判明した日
市内1例目	県内95例目	50代	男性	11月18日
市内2例目	県内106例目	40代	女性	11月19日
市内3例目	県内107例目	20代	男性	11月19日
市内4例目	県内134例目	80代	女性	11月21日
市内5例目	県内149例目	80代	女性	11月23日
市内6例目	県内207例目	40代	男性	12月1日
市内7例目	県内230例目	40代	女性	12月9日
市内8例目	県内302例目	50代	男性	12月12日
市内9例目	県内304例目	40代	女性	12月13日
市内10例目	県内305例目	70代	男性	12月13日
市内11例目	県内306例目	70代	女性	12月13日
市内12例目	県内316例目	60代	男性	12月15日

#### ◆個別の状況及び市の対応

市の対応は、感染症患者発生ごとに岩手県中部保健所と連絡を取り合い情報収集するとともに、感染拡大防止のための呼びかけなどを市ホームページ・SNS・えふえむ花巻・東和有線放送を用いて実施しています。

これまで実施した、個別の対応は次の通りです。

##### ▶ 11月19日（1例目）

- ・市内初の感染症患者発生により、第27回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し感染拡大防止のための市内公共施設の利用制限レベルを1から3に変更、イベントの中止等について協議・決定
- ・市民へ感染予防に一層取り組んでいただくこと、患者の特定などを行わないこと等を市長メッセージにより発信

##### ▶ 11月20日（2～3例目）

- ・市内2例目・3例目の陽性確認を受けて第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、情報の共有を図るとともに、施設の利用制限について広報の確認。

##### ▶ 11月21日～11月23日（市内4～5例目）

- ・第4例目の陽性が判明。グループホームの入居者であったため、施設での感染拡大を防ぐために岩手県中部保健所では速やかにグループホームの入居者とスタッフの行動履歴の確認を行い、濃厚接触者や接触者約30名のPCR検査を実施し、11月23日に市内第5例目となる同グループホームの入居者1名と市外在住の職員1名の陽性が判明。
- ・グループホームを運営する法人からの要請により、後日、医療用N95マスク200個、医療用手袋2500枚を市の備蓄分より提供。

##### ▶ 11月24日

- ・市内5例目の確認を受けて第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、情報の共有を図るとともに、市内公共施設の使用制限について、12月末までレベル3の制限を継続することを決定。
- ・岩手県の記者会見後に2回目となる市長メッセージを発信。

▶ 1 1 月 2 6 日

- ・令和 2 年第 6 回花巻市議会臨時会において、市長が市内在住の方の新型コロナウイルス感染症が確認されたこと等について報告。えふえむ花巻・東和有線放送で放送するとともに、市ホームページ等で周知。

▶ 1 2 月 1 日（市内 6 例目）

- ・市内 6 例目の陽性が判明。ホームページに発生状況（年代・性別、判明した日）を掲載するとともに、えふえむ花巻、東和有線放送などで市民へ感染予防を周知。

▶ 1 2 月 4 日

- ・令和 2 年第 4 回花巻市議会定例会において、市長が新型コロナウイルス感染症の市内感染状況について行政報告。えふえむ花巻・東和有線放送で放送するとともに、市ホームページ等で周知。

▶ 1 2 月 9 日～1 2 月 1 5 日（市内 7～1 2 例目）

- ・市内 7 例目の陽性が判明。大迫総合支所の職員であったことから市長他関係部長による幹部会議を開催し、情報の共有と当市業務継続計画（BCP）対応の確認。職員による消毒を実施し、岩手県中部保健所へ消毒内容等確認のうえ、当該支所を翌日も閉鎖しないことを決定。  
後日、7 例目の方の同居家族の P C R 検査を実施、いずれも陰性
- ・1 2 月 1 0 日に第 3 0 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、情報の共有を図り、感染拡大防止のために、公共施設の利用制限についての検討を行ったほか、岩手県の記者会見による発表後に当市の臨時記者会見を開催することを決定、同日午後 6 時から臨時記者会見を開催。
- ・3 回目の市長メッセージを同日中に直接動画と音声により、ホームページなどで発信。
- ・岩手県中部保健所が行動歴等を調査し、接触者として PCR 検査を行う対象となった職員のほかに、座席配置や業務の関連から接触者として PCR 検査を行う対象者を岩手県中部保健所と協議。接触者として検査対象となった職員については 1 2 月 1 1 日に PCR 検査を実施。
- ・1 2 月 1 2 日に上記 PCR 検査をした職員のうち、1 名の陽性が判明（市内 8 例目）。当該職員はすでに検査を受ける前の 1 2 月 1 0 日より出勤していなかったが、念のため 1 2 月 1 3 日（日曜日）朝一番に事務室の机周辺や階段手すりなど共有部分の消毒を実施。
- ・1 2 月 1 3 日に市内 8 例目の濃厚接触者（同居の家族）3 名の陽性が判明（9～1 1 例目）し、市ではホームページ等で情報を掲載するとともに、えふえむ花巻、東和町有線放送などで感染予防を市民に呼びかける。
- ・1 2 月 1 5 日に市内 1 0 例目（8 例目の同居家族）の濃厚接触者（友人）1 名の陽性を確認（市内 1 2 例目）。市ではホームページ等で情報を掲載するとともに、えふえむ花巻、東和町有線放送などで感染予防を市民に呼びかける。

▶ 1 2 月 1 7 日

- ・新型コロナウイルス感染症感染に市職員が感染したこと、その際の市の対応等について市議会に報告。えふえむ花巻、東和有線放送で放送するとともに、市ホームページ等で周知。
- ・オンラインによる第 3 1 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、公共施設の利用制限について、現在のレベル 3 の制限を令和 3 年 1 月末まで延長することを決定し、ホームページその他で周知。

◆**飲食店・自動車運転代行業への支援金の給付について（商工労政課：41-3534）**

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、経営に支障が生じている市内飲食店及び自動車運転代行業を支援するため、花巻商工会議所が実施する支援金給付事業に要する経費を全額補助します。

【実施主体】 花巻商工会議所

【支援金給付対象】

花巻市内で飲食店又は自動車運転代行業を営む、市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者

※飲食店には「持ち帰り・配達飲食サービス業」も含む

※対象飲食店：600店舗（中部保健所営業許可件数）

対象代行業：12事業者（見込み）

【支援金対象要件】

令和2年11月から令和3年1月までの間のいずれか1か月の売上が前年同月と比較して30%以上減少

【支援金給付額】

飲食店：市内1店舗につき30万円

自動車運転代行業：市内1事業者につき30万円

【申請方法】

1月中旬から花巻商工会議所本所又は各支所にて、郵送又は予約制による申請受付

◆**物産関連業者支援事業について（観光課：41-3542）**

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内物産関連事業者を支援するため、市内物産品が当たるキャンペーンを実施します。

【申込期間】 令和3年1月8日から2月28日まで

【対象】 市が行う温泉宿泊施設等利用促進事業参加の宿泊者（宿泊プランのある34施設の宿泊者）

【応募方法】 ①対象施設に宿泊された方に、応募サイトのQRコードが印刷されたマスクケースを贈呈

②QRコードを読みとり、専用応募サイトで必要事項を入力。

③応募された方の中から抽選で、約1,000名の方に市内物産品が当選

※市内物産品の例： ワイン、日本酒、ジュース、漬物、お菓子、肉、ハム、野菜、果物、  
調味料（味噌・醤油）、染物、陶器、木工品など

※抽選は、1月下旬、2月中旬、3月上旬の3回実施予定。

抽選結果は商品の発送をもって替えさせていただきます。

◆**家賃支援給付金申請サポート会場の設置延長について（商工労政課：41-3539）**

令和2年11月からなはんプラザに設置している、国の家賃支援給付金申請サポート会場について、当初12月24日までの設置することとしておりましたが、利用率が大変高く、また制度内容が複雑であることから、さらなる支援が必要と考え、1月28日（木）まで設置期間を延長することとしました。

【追加設置日】 令和3年1月5日（火）から令和3年1月28日（木）まで  
毎週火曜日・木曜日の週2回

【開設時間】 午前9時30分から午後4時30分まで（90分×4コマ）

【設置場所】 なはんプラザ 3階ギャラリー

【その他】 まだ申請を行っていない方の利用は、1月14日（木）までとし、1月19日（火）以降は申請不備の方のフォローのみの対応とさせていただきます。

## ◆家賃補助の拡充について（商工労政課：41-3539）

市では、令和2年11月より、令和2年10月から令和3年2月までの5か月間の家賃等に対して1/3を補助する事業を市単独で実施していました。このたび、県が新たに家賃補助事業を実施することに伴い、さらに補助事業を拡充しました。

### 〈これまでの市補助〉

要件：下記いずれかに該当する花巻市内に事業所を有する中小企業者

- ・令和2年10月から令和3年2月までの間の**いずれか1か月の売上が前年同月比50%以上減少**した事業者
- ・令和2年10月から令和3年2月までの**いずれか連続する3か月の売上の合計が前年同期比30%以上減少**した事業

対象経費：令和2年10月から令和3年2月までの5か月間の賃料

補助率等：**1/3以内**（上限：家賃1か月分ごとに10万円（最大50万円））

### 〈拡充後〉

**要件を拡充**：令和2年11月から令和3年1月までの間の**いずれか1か月の売上が前年同月比30%以上減少**した事業者

**補助率を拡充**：月額賃料の**1/2**×3か月（令和2年12月から令和3年2月の家賃が対象）  
（上限：賃料1か月分ごとに10万円（最大30万円））

**対象業種拡充**：すでに対象となっている飲食業、小売業、宿泊業、道路旅客運送業及びサービス業等に、**介護・医療業、社会福祉業等の業種を追加**

### 〈これまでの補助〉

要件

①期間中の**いずれか1か月の売上50%以上減少**

②期間中の**連続する3か月の売上が30%以上減少**

補助

月額賃料の1/3×5か月（上限：賃料1か月分ごとに10万円（最大50万円））

10月

11月

12月

1月

2月

〈拡充後：上記に加えて〉

補助

月額賃料の1/2×3か月（上限：賃料1か月分ごとに10万円（最大30万円））

要件

期間中の**いずれか1か月の売上30%以上減少**

※これにより、花巻市の家賃補助については下記のとおりとなります。

▶拡充後の要件のみ満たす事業者：12月～2月の月額賃料の1/2×3か月分を補助  
（上限：家賃1か月分ごとに10万円（3か月で最大30万円））

▶これまでの市補助要件も満たす事業者：10月～11月の月額賃料の1/3 + 12月～2月の月額賃料の1/2を補助  
（上限：賃料1か月分ごとに10万円、5か月で最大50万円）

例）1か月の賃料が21万円の場合

補助額：10月～11月 賃料21万円×1/3=7万円×2か月=14万円・・・①

12月～2月 賃料21万円×1/2=上限10万円×3か月=30万円・・・②

①+②=44万円の補助

▶これまでの市補助要件のみ満たす事業者：10月～2月の月額賃料の1/3を補助  
（上限：家賃1か月分ごとに10万円、5か月で最大50万円）

#### ◆失業者生活見舞金について（商工労政課：41-3536）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業所の倒産・廃業・経営悪化等を理由とした事業主都合による解雇により失業した方に対して一律に10万円の見舞金を支給します。

【対象】 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業された市内在住の方  
※申請時点で就労している方については除く（その他、見舞金の支給には要件があります）

【内容】 1人あたり10万円を支給

【申請】 所定の申請様式に必要な事項路記入の上、令和3年3月31日までに商工労政課窓口を持参  
申請様式は商工労政課窓口配置のほか、市ホームページにも掲載

#### ◆離職者等正規雇用促進奨励金について（商工労政課：41-3536）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方の再就職を支援するため、期限の定めのない正規雇用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を支給する予定です。

【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方を職業紹介を行う公的機関等を通じ、期限の定めのない正規雇用労働者として雇用した市内事業者

※就労の場を失った方

- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日中に事業主の都合により解雇又は雇止めを受けた離職者
- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日中に廃業した個人事業主
- ・令和元年6月1日から令和2年3月31日中に内定取消しされた方

※正規雇用労働者として雇用した市内事業者

- ・令和3年3月31日までに雇用契約書等で雇用契約を締結し、雇入れを行った事業者

【内容】 雇用契約書等で定める基礎賃金2か月分相当額を支給（1事業者あたり3名分までが対象）  
対象労働者1人あたり50万円が上限（1事業者あたり150万円が上限）

【申請等】 所定の申請様式に必要な事項路記入の上、令和3年3月31日までに商工労政課窓口を持参  
申請様式は商工労政課窓口配置のほか、市ホームページにも掲載

◆ひとり親世帯臨時特別給付金「基本給付」の再支給について（地域福祉課：41-3575）

国では、新型コロナウイルス感染症により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯支援するため臨時特別給付金の支給を実施していましたが、生活実態が依然として厳しい状況であることから、基本給付の再支給を行うこととなりました。

- 【対象者】 令和2年12月11日時点でひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている方又は申請をしている方
- 【支給額】 基本給付：1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円
- 【手続等】 ①令和2年12月11日時点で、既に1回目の基本給付の支給を受けている方又は申請をしている方  
→再支給分の申請は不要
- ②令和2年12月11日以降に、下記のいずれかに該当する方で、初めて基本給付の申請を行う方  
A：公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
B：新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（令和2年7月以降の児童扶養手当受給者も含む）  
※ 児童扶養手当受給の水準は受給対象者本人及び同居する扶養義務者の扶養人数により異なりますので、申請前に地域福祉課にお問い合わせください  
→ 令和3年2月26日までに基本給付の申請を行うことで、再支給分の支給が受けられます。  
・申請書様式は地域福祉課に備え付けているほか市ホームページに掲載しています。  
なお、申請の際に添付する書類は、申請する人によって異なりますので申請前に地域福祉課にお問い合わせください
- 【振込等】 ①に該当する方：12月24日に指定振込口座に振込予定（782世帯、支給総額 5,116万円）  
②に該当する方：申請受付後、審査を経て速やかに指定振込口座に振込

◆はなまき暮らしの継続応援支援金（地域福祉課：内線467）

社会福祉協議会が実施する「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた方に対し、生活の不安を解消し安定した生活の継続を応援するため、支援金を交付しています。

- 【対象者】 社会福祉協議会が行う「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた世帯で次の全てを満たす方  
①貸付決定から本補助金交付申請時点まで、花巻市に住民登録のある方  
②令和2年4月から12月までの収入（休業補償等を含む）のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある方
- 【交付額】 貸付利用総額の20%を交付
- 【受付期間】 令和3年2月26日（金）まで

▶支援金交付決定状況（12月22日時点）  
申請件数 110件  
交付決定済み件数 110件（交付決定額 582万円）

▶特例貸付利用実績（12月22日時点）  
緊急小口資金 237件（貸付利用額 3,682万円）  
総合支援資金 34件（貸付利用額 1,455万円）

※ なお、両特例貸付の受付期間については、令和2年12月末までとなっていました。貸付実績等を踏まえ、同年12月8日閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、令和3年3月末まで延長されたことから、本支援金の現在の受付期限である令和3年2月26日を延長することについて検討を進めています。

## ◆修学児童・生徒世帯生活応援支援金について（地域福祉課：41-3575）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響等により生活が困窮している保護者（教育委員会が行う就学援助の準要保護世帯等として認定を受けた世帯）に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し生活支援しています。

- 【申請等】
- ・申請等の手続きは必要ありません。
  - ・教育委員会が行う就学援助への申請をしていない方は、就学援助の申請をする必要があります。

【実績】全体で244世帯、支給総額3,055万円（12月18日に振込）

### ▶小中学生

- ・基礎交付：小中学校の児童・生徒：1人当たり 5万円⇒390人、1,950万円
- ・追加交付：令和3年度に中学校に入学する12歳の生徒：1人当たり 5万円⇒45人、225万円
- 令和2年度中学校3年生の15歳の生徒：1人当たり10万円⇒44人、440万円

▶18歳の学生（追加交付のみ）：1人当たり20万円⇒22人、440万円

※令和3年度に小学校に入学するの児童は1人当たり5万円の支給対象となりますが、令和3年1月15日（金）までに就学援助の新入学用品費入学前支給の申請を行う必要がありますので、教育委員会学務管理課までご相談ください。